

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、個人住民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により、個人住民税の賦課、異動、照会、徴収、証明書の発行等の事務を行うもの。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>②個人住民税の障害者控除の適用</p> <p>③個人住民税の減免</p> <p>④個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用</p>
③システムの名称	住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一 16項</p> <p>2. 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例</p> <p>3. 地方税法施行令等</p> <p>4. 地方税法施行規則等</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項</p> <p>【情報照会】27項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号</p> <p>【情報提供】1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条</p> <p>【情報照会】20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吉備中央町 総務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吉備中央町 税務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-1 ③システムの名称	住民税システム	住民税システム、統合宛名システム、中間サーバ	事後	
平成29年6月15日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.8 4.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1.2.3.4.6.7.10.12.13.19.20.21.22.23.25.28.31.34.35.36.37.38.40.43.44.47.49.50.51.54.55.58.59条 【情報照会】20条	事後	
平成29年6月15日	I-5 ②所属長	税務課長 木村二昭	税務課長	事後	
令和1年5月30日	IV リスク対策	なし	全面追記する。	事後	
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.8 4.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1.2.3.4.6.7.10.12.13.19.20.21.22.23.25.28.31.34.35.36.37.38.40.43.44.47.49.50.51.54.55.58.59条 【情報照会】20条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.8 4.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120項 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 1.2.3.4.6.7.10.12.13.19.20.21.22.23.25.28.31.34.35.36.37.38.40.43.44.47.49.50.51.54.55.58.59条 【情報照会】20条	事後	